

## ○交通反則通告事務の専決に関する訓令

昭和43年5月22日

本部訓令甲第17号

(概要)

この規定は、交通反則通告事務を円滑に推進するため、群馬県警察本部長が道路交通法の規定により行う通告に関する事務のうち群馬県警察職員に行わせる事務の専決に関し、必要な事項を定めたものである。